

相模原市立津久井障害者地域活動支援センター条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 2 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 3 5 号

相模原市立津久井障害者地域活動支援センター条例を廃止する条例
相模原市立津久井障害者地域活動支援センター条例(平成 1 7 年相模原市条例第 1 0 2 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。